(二)　いじめに対する措置（第二三条関係）

(1)　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとることとした。

(2)　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならないこととした。

5　重大事態への対処関係

(一)　学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととした。（第二八条関係）

(二)　重大事態が発生した場合には、学校の設置者等は、(一)の調査の結果について調査を行うことができることとしたとともに、その調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとした。（第二九条～第三三条関係）

6　雑則

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならないこととした。（第三四条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（総務省）

1　衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の選挙の公職の候補者等に係る政治活動用立札及び看板の類の総数の基準となる衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数の下限が一となることに伴い、所要の規定を整備するものとした。（第一一〇条の五関係）

2　施行期日等に関する事項

(一)　この政令は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとした。

(二)　改正後の第一一〇条の五第一項第二号の規定は、この政令の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用するものとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第七条関係）

2　総務企画局に置かれる参事官のうち一人を廃止することとした。（第七条及び附則第五条関係）

3　総務企画局企画課の所掌事務の一部を総務企画局政策課に移し替えることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、第一〇条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定並びに第一一条第一項及び第二項の改正規定は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（消費者庁）

1　食品表示課を食品表示企画課に名称変更することとした。（第四条及び第一三条関係）

2　表示対策課及び食品表示課の所掌事務を変更することとした。（第一二条及び第一三条関係）

3　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（経済産業省）

1　大臣官房に置かれる審議官を一八人とすることとした。（第一二条関係）

2　特許庁審査業務部及び特許審査第一部の所掌事務を変更することとした。（第一三七条及び第一三八条関係）

3　特許庁特許審査第一部、特許審査第二部、特許審査第三部及び特許審査第四部の名称を変更することとした。（第一三五条、第一三八条～第一四一条及び第一四三条関係）

4　特許庁総務部に置かれる課の数並びに審査業務部及び特許審査第一部に置かれる課及び課長に準ずる職の数を改めることとした。（第一四三条関係）

5　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇産業構造審議会令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（経済産業省）

1　産業構造審議会の貿易経済協力分科会を通商・貿易分科会に、航空機宇宙産業分科会、車両競技分科会及び繊維産業分科会を製造産業分科会に、伝統的工芸品産業分科会、情報経済分科会、商品先物取引分科会及び割賦販売分科会を商務流通情報分科会にそれぞれ改組し、同審議会に知的財産分科会を追加して置くこととした。（第六条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

3　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇総合資源エネルギー調査会令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（経済産業省）

1　総合資源エネルギー調査会に置かれる鉱業分科会、石油分科会、石油需給調整分科会、電気事業分科会、電源開発分科会を廃止し、基本政策分科会、省エネルギー・新エネルギー分科会、資源・燃料分科会、電力・ガス事業分科会を新設することとした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（国土交通省）

1　政策統括官の所掌事務を変更することとした。（第一七条関係）

2　大臣官房に物流審議官を置くこととした。（第二〇条関係）

3　総合政策局に国際物流課を置くこととした。（第四四条関係）

4　海事局に安全政策課、海洋・環境政策課及び船員政策課を置くこととした。（第一四二条、第一四三条及び第一四四条関係）

5　観光庁に観光戦略課及び国際観光課を置くこととした。（第二二四条の五及び第二二四条の七関係）

6　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇一号）（復興庁）

福島復興再生特別措置法（平成二四年法律第二五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年六月三日とすることとした。

◇福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（復興庁）

一　土地改良法の特例

1　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第八条第三項の規定により国が行う土地改良事業についての土地改良法（昭和二四年法律第一九五号）第九〇条第一項の規定による負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二四年政令第二九五号）第五二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第一条関係）